

平成29年度静岡県相談支援従事者初任者研修実施要綱

1 研修の目的

本研修は、障害者総合支援法における相談支援事業及び障害福祉サービス事業、児童福祉法における障害児相談支援事業及び障害児支援事業に従事する人材の養成や資質の向上を図ることを目的とします。

2 研修期間

研修期間は5日間とし、下表のとおり1日目と2日目に共通講義を、3～5日目は地域別に4組に分けて講義及び演習を行います。

なお、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者になることを目的とする方も、5日間全てのカリキュラムを受講してください。

日程	地区	開催日		会場・住所
講義	共通	1日目	7月4日(火)	グランシップ会議ホール・風 (静岡市駿河区池田79-4)
		2日目	7月10日(月)	
講義 ・ 演習	静岡①	3日目	7月19日(水)	静岡県総合社会福祉会館シズウェル703 (静岡市葵区駿府町1-70)
		4日目	7月25日(火)	
		5日目	9月12日(火)	
	静岡②	3日目	7月20日(木)	静岡県総合社会福祉会館シズウェル703 (静岡市葵区駿府町1-70)
		4日目	7月26日(水)	
		5日目	9月13日(水)	
	沼津	3日目	7月21日(金)	ぬまづ健康福祉プラザ サンウェルぬまづ 多目的ホール (沼津市日の出町1-15)
		4日目	7月28日(金)	
		5日目	9月8日(金)	
	磐田	3日目	8月22日(火)	静岡こども福祉専門学校 【旧東海福祉専門学校】 (磐田市立野2008-5)
		4日目	8月23日(水)	
		5日目	10月16日(月)	

※3～5日目の講義・演習については静岡①・静岡②・沼津・磐田のいずれか受講決定通知書に記載の会場で受講してください。

※各会場とも受講者用の駐車場がないため、公共交通機関を利用してください。

3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課
(委託先) 社会福祉法人あしたか太陽の丘

4 研修計画及び研修内容

別紙1のとおりとしますが、変更等あった場合、必要により別途通知します。

なお、本研修は、4日目の研修後に課外実習を実施し、演習事例を提出いただきます。

研修中に案内する締切日までに、演習事例の提出がない場合又は事例に著しい不備が認められた場合には、研修5日目の参加を認めません。

5 研修受講対象者

障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事務事業に従事する障害者(児)ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の職員で以下に掲げる者としてします。

① 相談支援事業に従事する者

配置予定時までに相談支援専門員として必要な実務経験年数 (**別紙2**参照) を満たす見込みのある者

※相談支援事業に従事する者として申込みをした者は、平成29年度のサービス管理責任者等研修の受講を認めません。

② サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての業務を行う者

配置予定時までに、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として必要な実務経験年数 (**別紙3**、**別紙4**参照) を満たす見込みのある者

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務を行う予定の者は、本研修修了後にサービス管理責任者等研修の受講をしてください。(新規指定事業所として、昨年度サービス管理責任者等研修を修了している者を除きます。)

※サービス管理責任者等研修の受講を希望する場合、別途申込みが必要となるので留意願います。(サービス管理責任者等研修の申込みについては、別途、県障害者政策課ホームページに掲載します。)

※本年度から、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件が変更されているので御注意ください。(**別紙3**、**別紙4**参照)

6 受講定員

440人程度

7 受講申込方法及び注意事項

申込様式	別紙様式 1 様式ダウンロード先 URL http://www.a-taiyou.jp/
申込方法	①あしたか太陽の丘 研修センターへ、電子メールに 別紙様式 1 (Excel) を添付して送信 ②メールの到着と記載内容を確認するため、研修センターへ電話連絡 (確認電話の受付は、平日9:00~17:00)
申込先	kensyu@a-taiyou.jp (他アドレスへの送信は不可)
申込期限	平成 29 年 5 月 12 日 (金) 17 時

【注意事項】

- ① 申込みは、法人 (又は各市町) ごとに行ってください。
- ② 県外の事業所に配置される予定の者については、受講の申込みを受け付けません。
- ③ 各事業所からの申込みは原則 1 名とします。
同一法人内で複数名の申込みをする場合には、受講申込書に受講区分ごとの優先順位を記載してください。
- ④ 受講に際し、配慮 (車椅子使用、介助者が付添う等) が必要な場合は、申込書に記入してください。
- ⑤ 申込後、メールが届いているか、申込書の記載内容に不備がないかを申込期限内に電話で研修センターに確認をしてください (確認電話の受付は平日9:00~17:00)。
- ⑥ 申込期限までに申込書の提出及び電話確認がなかった場合、又は申込書に不備があった場合には受け付けできません。
- ⑦ 受講決定者及び修了者氏名や所属事業所等の情報は、申込書に基づく事業所等への配置状況の把握、相談支援体制の整備のため、県から各市町に提供します。

8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が実務経験や法人ごとの申込者数、配置予定時期等を勘案し、選考の上決定し、各法人の長あてに受講 (可否) 通知書を送付します (通知は 6 月中旬発送予定)。申込後の、受講希望者の変更をはじめとする申請書記載内容の変更は対応できません。

9 修了証

研修の全課程を修了した者に、静岡県知事の修了証を授与します。

なお、以下のいずれかに該当する者に対しては、修了証を交付しません。

- ① 講義に遅れた場合 (公的交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。)
- ② 欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ③ 私語・居眠り・スマートフォンの操作等、受講態度がふさわしくない場合
- ④ 演習事例の提出がない場合又は事例に著しい不備が認められた場合
- ⑤ 事前課題について所定の期限までに提出がない場合

10 受講費用

受講費用として研修参加費7,000円とテキスト代4,000円の合計11,000円を徴収します。

なお、受講費用は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっては受講費用は返金しません）。また、研修会場への旅費、滞在費等は、受講者負担とします。

① 研修参加費：7,000円

- ・研修申込書に記載の法人住所へ県が送付する納入通知書により、納入通知書に記載の納期限までにお振り込み願います。
- ・研修初日の受付時に領収書のコピーを回収するので持参願います。

② テキスト代：4,000円

- ・研修初日に受付にて現金で徴収します。

11 その他

事業所の指定に先立ち、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の実務経験の確認が必要な場合は、各指定機関（県福祉指導課または政令市担当課）へ御確認ください。

相談支援専門員	事業種別	問い合わせ先
	特定相談	静岡市障害福祉課 054-221-1197
	障害児相談	浜松市障害保健福祉課 053-457-2034
	一般相談（政令市）	静岡市障害福祉課 054-221-1197 浜松市障害保健福祉課 053-457-2034
”（上記以外）	県福祉指導課 054-221-3772	

サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者	事業所の所在地	問い合わせ先
	政令市	静岡市障害福祉課 054-221-1197 浜松市障害保健福祉課 053-457-2034
	政令市以外	県福祉指導課 054-221-3772

申込・問い合わせ先

- ・社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 永井、坂井
- ・電話番号 055-923-7850（代）（受付時間：平日9:00～17:00）
- ・メールアドレス kensyu@a-taiyou.jp（申込書送信先）
- ・URL <http://www.a-taiyou.jp/>